



東京税理士会日本橋支部会報

第135号

平成25年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 藤山 清春

編集人 広報部長 高橋 美津子

印刷 (株) 税 経



新東京駅ドームのレリーフ（広報部提供）

謹賀新年

本年もよろしくお願いたします

平成25年元旦

東京税理士会 日本橋支部

支部長 藤山 清春
副支部長 浅見 達雄
副支部長 木下 純一
副支部長 本田 純二
副支部長 滝口 利子
総務部長 佐々木則司
研修部長 青木 久直

広報部長 高橋美津子
厚生部長 大澤 昭人
組織部長 井上 眞一
経理部長 中沢 勇
綱紀監察部長 高木 武彦
税務支援対策部長 齋藤 郁夫

東京税理士会

理事 若狭 茂雄
理事 坂下眞一郎
理事 福本 光男
理事 山本 勝
理事 花山 三郎

目次

- ・支部長挨拶 藤山 清春・・・2
- ・日本橋税務署長挨拶 神宮司 元・・・3
- ・研究論文「中小企業の会計に関する一考察」
結城 昌司・・・4
- ・年男・年女

- 若狭茂雄、嶋村幸雄、原 達矢、永井和昭、
宇賀神久雄、中山かつお、中川利海……………8
- ・各部だより ……………14
- ・支部会員異動のお知らせ ……………19
- ・中央都税事務所からのお知らせ ……………21



年頭のごあいさつ

支部長 藤山清春

新年明けましておめでとうございます。

平成25年の年頭に当たり、謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、日本経済は停滞し、東日本大震災の復興も大幅に遅れ、尖閣諸島問題は、多方面に大きな影響を与えました。

失業率は、韓国を除く主要国の中で、最低のレベルまで改善しているようですが、本格的な高齢化社会の到来や雇用の流動化により、生活保護世帯数や保護率は、1994年以降増加しており、平成24年6月の生活保護者数は約211万人（厚生労働省公表）、さらに予備軍が約77万人いるといわれています。

また、昨年10月現在の今春卒業予定の大学生の就職内定率は、前年に比べ3.2ポイント改善しているものの、就職希望者約43万人のうち15万人以上の方は内定がない状態です。

一方、本年から新たに「復興特別所得税」が課税されますが、25年間という途方もない時限立法は国民の生活に大きな影響を与えそうです。

今年こそ早期の震災復興並びに経済再生及び日本再生を期待したいものです。

正月早々暗い話題になりましたが、スポーツ面では、国内を興奮させるニュースがありました。

そのトップバッターは、やはり「なでしこジャパン」でしょう。一昨年のサッカー女子ワールドカップ（W杯）で、国際サッカー連盟ランキング4位の日本は、2-2からのPK戦で同1位の米国を3-1で振り切り初優勝しました。6度目の出場での快挙には、テレビにかじりついていた国民の全員が拍手を送ったのではないのでしょうか。

昨年8月にロンドンで開催された第30回オリンピック大会では、日本代表選手団は、38個（金7、銀14、銅17）のメダルを獲得しました。2004年アテネ大会の37個を上回る史上最多記録の樹立にも惜しみない拍手を送ったものと思います。

他方、自然面では、5月21日の午前7時31分から

始まった金環日食は、歩道・公園・屋上等のいたる所で大歓声が起こりました。本州で見ることができたのは、実に129年ぶりだそうです。

次回は、2030年6月1日ですので、購入された高額なメガネは使用できるのでしょうか。

さて、当支部について振り返ってみますと、新しい組織づくりをしました。まず、電子申告の推進に当たり、情報システム委員に電子申告推進委員を兼務していただくこととしました。

同委員には、電子申告の利用状況についてのアンケート調査の実施とその後の対応並びに新ICカードの取得（更新）に関する研修会の開催にご尽力いただきました。たいへんご苦労様でした。

次に、租税教育推進委員会を立ち上げ、8名の方に租税教育推進委員の委嘱をしました。

同委員には、日本橋税務署管内の中学校で租税教育をしていただき感謝申し上げます。その結果、全国納税貯蓄組合連合会並びに国税庁が実施する「中学生の税についての作文」に325人（前年は309人）が応募され、11月13日の式典で13人の方が表彰されました。

その中には、昨年創設しました「東京税理士会日本橋支部長賞」の受賞者がおられます。受賞作品「税の大切さ」は、ホームページにアップしましたのでご覧ください。

昨年11月の支部役員選挙では、定数と同数の立候補があり新役員が決まりました。新支部長には浅見達雄現副支部長が当選され、私の任期は支部総会が開催される6月24日までとなりました。

残りが6か月を切りましたが浅見新執行部へバトンタッチをするまで支部運営に全力を傾注しますので、本年も会務運営にご協力いただきますようお願いいたします。

終わりに、会員の皆様にとりまして本年がご多幸で良い年となりますことを祈念申し上げ年頭のごあいさつといたします。



年頭のごあいさつ

日本橋税務署長 じん ぐう じ はじめ 神宮司元

新年あけましておめでとうございます。

平成25年の年頭に当たり、東京税理士会日本橋支部の皆様方に謹んで新年のお祝いを申し上げます。

藤山支部長をはじめ、日本橋支部の役員の方々並びに会員の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私どもが税務行政を行うに当たりましては、申告納税制度の基本を支える「適正かつ公平な税務行政の推進」と「納税環境の整備」という国民の皆様からの負託に応え、信頼される税務行政を引き続き行っていくことが重要と考えております。しかしながら、申告件数の増加や国際化・高度情報化などの税務行政を取り巻く環境の変化に伴い、調査・徴収事務が複雑・困難化し、それに見合う定員の増加が見込めない大変厳しい環境の中でこのことを行っていく必要があります。

このため、基本を大事にしつつも、事務の効率化など変えていく必要のあるものは変えていくとともに、税務を取り巻く環境変化に的確に対応し、職務を果たしていく必要があります。そのためには、納税者の皆様の利便性の向上を図りながら事務処理を効率化していくことが不可欠であり、その具体的な取り組みとして、国税庁を挙げてe-Taxの利用促進に努めているところでございます。

これまでも、日本橋支部の会員の皆様には、e-Taxの利用促進に向け、多大なご支援、ご協力をいただいているところでございますが、今後の更なる利用拡大を図っていくため、ご自身の申告はもとより、皆様方の代理送信を最大限に活用した利用促進につきまして、より一層のご理解とお力添えを賜りますよう、特にお願ひ申し上げます。

ところで、間もなく、所得税などの確定申告の時期を迎えます。平成24年分の確定申告につきましても、日本橋支部におかれましては、無料申告

相談をはじめ、多岐にわたり、ご支援・ご協力をいただくこととなっており大変心強く思っております。

もちろん私共も、確定申告の円滑な実施に向けて署を挙げて全力で取り組んでいく所存であり、本年も引き続き、自書申告の定着を基本に、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といったICTを利用した申告・納税を一層推進していくこととしておりますのでご協力をお願いいたします。

この確定申告期、日本橋署におきましては、昨年から所得税などの相談及び申告書の作成アドバイスについては、「東京国税局」の合同会場で、麹町署・神田署及び京橋署と合同で行っております。本年も平成25年2月4日～3月15日の間は、「東京国税局」の合同会場で行うこととしております。

日本橋税務署管内の納税者の皆様にとっては、申告相談会場が多少遠方となりますので、日本橋支部が行っていただく「無料申告相談」を利用される方も多くなるのではないかと考えられます。「無料申告相談」をご担当いただく会員の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願ひいたします。

また、今年は国税通則法改正に伴う税務調査手続規定が適用されますが、適正に運用されるよう、適切かつ円滑な実施を図ってまいります所存でございます。

東京税理士会日本橋支部におかれましては、今後とも、「納税義務の適正な実現を図る」という共通の使命のもと、良きパートナーとして税務行政に対するなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、年頭のあいさつとさせていただきます。



中小企業の会計に関する 一 考 察

ゆう き しょう し
結 城 昌 史



平成24年2月「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、「中小会計要領」と言う。）が公表された。これは、中小企業の多様な属性・実態に応じ、その発展を促すべく検討された、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。本稿では、その特徴と今後の課題を踏まえた活用方法について論じることとする。

I. プロローグ

先に、「中小会計要領」策定にあたっての基本的考え方を示しておく。まず、中小企業の経営者に理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つ会計、金融機関等利害関係者への情報提供に資する会計、というねらいがあり、次いで、実務における会計慣行の考慮、税制との調和、会計計算規則に準拠、さらに、中小企業に過重な負担を課さないというものである。これらは、いかなる過程において抽出されたのであろうか。

中小企業の会計に関する基準としては、既に「中小企業の会計に関する指針」（以下、「中小指針」と言う。）が存在する。指針を改正ないし廃止するのではなく、今般、新たに「中小会計要領」が公表された理由を探るには、これまでの中小企業の会計に関する制度作成の経緯を振り返る必要もあろう。

わが国で、近年において「中小企業の会計」が重要課題として認識されたのは、平成14年6月に中小企業庁から公表された「中小企業の会計に関する研究会報告書」（以下、「報告書」と言う。）に端を発する。また、これに呼応して、平成14年12月に日本税理士会連合会が「中小会社会計基準の設定について」を、平成15年6月に日本公認会計士協会が「『中小会社の会計のあり方に関する研究報告』について」をそれぞれまとめ、その普及を図ってきた。そして、平成17年8月に日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本

商工会議所、企業会計基準委員会の民間4団体から公表された「中小指針」に至る。

その後暫く時をおき、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」の報告書が平成22年8月に、同年9月には「中小企業の会計に関する研究会」中間報告書が公表され、中小企業の実態に即した新たな中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべき等の方向性が示された。

これらを受け、平成23年2月、中小企業団体、税理士、公認会計士、金融機関団体等の中小企業関係者が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」（以下、「検討会」と言う。）及び「同ワーキンググループ」が設置され、この「検討会」において、パブリック・コメントを経て「中小会計要領」が取りまとめられ、公表されるに至るのである。

II. 中小企業に関する会計の設定アプローチ

まず、「報告書」における貢献である。平成17年改正前旧商法第32条第1項及び第2項により、全ての会社は、計算書類の作成を義務付けられていた。その作成方法は、商法総則の商業帳簿の規定と、株式会社の計算の規定に定められているほかは、「公正なる会計慣行を斟酌すべし」とされていた。すなわち、商法の会計に関する規定では選択の幅があると考えられていた。

公開会社には証券取引法の規制に基づき企業会計審議会が公表する企業会計の原則が適用されており、非公開会社でも商法上の大会社は、商法特例法により、非公開であっても公開会社と同様の基準に基づいて計算書類の作成が行われていた。

他方、非公開の商法上の中小会社については、商法上の「公正なる会計慣行」が必ずしも明確になっているとは認識されておらず、公開会社に強制適用される新会計基準を含む企業会計の基準についても、その適用の可否について個別に判断する必要があった。

また、中小企業が物的担保や個人保証に頼らない資金調達の拡大や、新たな取引先の開拓を指向していくためには、信用力を高めるために、信頼性のある計算書類を作成・公開することが重要となり、その「信頼性のある計算書類とは何か」を、中小企業にとって明らかにする必要性が高まってきた。

さらには、国際会計基準の調和化の流れを受け、公開会社・商法上の大会社に適用される新会計基準が次々と導入されている時期でもあった。このような世界的潮流にあって、国際会計基準審議会（IASB）においては、中小会社向け会計基準の検討を行っており、中小会社の会計の研究は国際的に注目されていた。

この様な時代的背景をもとに、「報告書」は、その「目的」として、商法の目的及び枠組みを大前提として、税法、企業会計原則などの既制度を尊重しつつ、現行実務や中小企業の対応可能性も十分考慮して、前向きな活力ある中小企業にとって「望ましい会計のあり方」の提示を目指したものであった。以上が、この「報告書」の貢献であろう。

次に、「報告書」の特徴である。まず、「対象となる会社」として、「非公開で、株式公開を目指さない、商法上の小会社（資本金1億円以下の株式会社）」であるとしている。いわゆる、「量的基準」を採用する。

さらに、その基本的考え方を「判断の枠組み」として、以下の5項目を示している。

- ①計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと。
- ②経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと。
- ③対象となる会社の過重負担にならないこと。（現実には実行可能であること。）
- ④現行の実務に配慮したものであること。
- ⑤会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること。

①は、中小企業の計算書類の利用者からの視点である。中小会社の計算書類の主な利用者を、債権者と取引先とし、この両者にとっての有用性を

第一に考える必要があるとしている。

②は、会計の利用者としての経営者からの視点である。従来は、計算書類の作成は全面的に外部専門家に任せているという経営者もみられたが、近年、金融環境・経営環境が一層厳しくなる中で、計数分析による自社の経営状況の把握や、計算書類の裏付けのある事業計画の作成が、経営を進める上で極めて重要となってきた。このため、会計のあり方についても、大多数の経営者が理解できるものであり、その結果作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つものであることが必要であるとしている。

③は、中小企業の負担が適正なものであることという視点である。中小企業側に過重な負担や過大な外部コストを制度の前提としては、実行可能性に乏しいものとなりかねない。商法の規定の下で、かつ、債権者・取引先にとって有意な必要最低限の情報を提供するための会計のあり方を検討するという発想が必要であるとしている。

④は、作成のアプローチの視点である。中小企業の会計とはいっても、現行の企業会計や、税法の取扱いを全く考慮せずに検討しようとするものではなく、現在の実務を尊重しつつ、現行の基準の中から抽出するアプローチが基本となり、特に、税法の規定に準拠した会計処理を考慮している。

⑤は、会計処理の方法についてである。中小企業の実態は極めて多様である。（当時の）有限会社も含めれば二百万社以上にもなる中小法人は、さまざまな種類の事業活動を行っており、業種業態それぞれに応じた会計処理が実務上なされいると考えられる。こうした実態を踏まえ、中小企業の会計については出来るだけ選択の幅が広いことが望ましいとしている。

これまでが、「報告書」の総論としての特徴である。

筆者は、このうち①および②に着目する。それは、この「中小企業の会計」における各論の問題ではなく、総論および後にも示すが普及における課題だからである。

会計処理、いわゆる、各論についても、付言しておく。「報告書」は、「ボトムアップ・アプローチ」を指向している。すなわち、中小企業の属性を検討することから出発し、中小会社に固有の

会計基準を生成するアプローチである。各論の詳細については、ここでは論じないが、このアプローチ手法は、特筆すべき点である。

次いで、「報告書」における功罪である。「報告書」の公表を受けて、先に述べたように日本税理士会連合会と日本公認会計士協会は、それぞれの報告書を公表するに至るのである。この両者の立場の違いはこうである。日本税理士会連合会は、中小企業に固有の会計基準を容認する、いわゆる「ダブル・スタンダード論」。日本公認会計士協会は、固有の会計基準を容認しない「シングル・スタンダード論」である。結果、中小企業の会計の具体的内容が定まらないまま、ある種の制度的混乱を招いたのである。

「中小指針」は、これら3つの報告書ないし会計基準の存在を解消し、実務の混乱を防ぐと共に、中小企業にとっての重要な会計処理の指針として機能することが期待されたのである。

しかしながら、「中小指針」では、会計基準作成の基本姿勢に「変化」があった。まず、対象会社については、「質的基準」を採用している。つまり、「公開会社ではなく、かつ、会計監査人設置会社ではない株式会社」として、「社会一般に対する説明責任のない」会社を規定している。

さらに、大会社会計基準を基本として「取引の経済実態が同じならば会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便法や法人税法で規定する適用が、一定の場合には認められる。」という、いわば「トップダウン・アプローチ」であるが故に「シングル・スタンダード論」的「方針」に従った体系化がなされていることである。

つまり、「ボトムアップ・アプローチ」たる「報告書」とは、基準策定の基本姿勢に変化が存在するということである。これらの違いにより、「中小指針」としての期待された独自性は大きく後退した感は拭えないものであったと言えよう。

さらに、「会計情報に期待される役割として経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することが重要である。」としている。これは、情報提供機能（投資者の意思決定を支援する役割）に軸足を置き、それを害さない範囲において利害調整（商法で言うところの

「債権者保護」）の視点を取り入れるという点と、中小会社の記帳の信頼性は、「会計情報の適時・正確」な作成からしか得られないとした点である。

換言すれば、「中小指針」は、「記帳の信頼性」と「会計情報の経営管理への役立ち」といった観点も加味されて、中小会社が拠るべき会計処理や表示方法等が示されたものとしたのである。

このことは、「中小会社の会計」の機能として、利害調整機能を重視するか、情報提供機能を重視するかで、「報告書」と「中小指針」では、立場を異にしているが、「会社法」からの要請でもある計算書類の信頼性保証の前提である、「会計帳簿の記載要件」である「適時に、正確な会計帳簿（会社法第432条1項）」からしか「経営に役立つ情報」を抽出し得ないとするならば、評価されよう。このことは、「中小会計要領」にも引き継がれている。

Ⅲ. 「中小会計要領」の総論

では、「中小会計要領」を概観する。「中小会計要領」は、次の4つの考え方（「目的」）によって作成されている。

- ①中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ②中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- ③中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- ④計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

いたって簡便な内容となっている。これは「報告書」の考えに戻ったものと取れるので、これまでの議論で理解されられると思われる。

また、「対象会社」としては、「『中小指針』と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業」としていることから、その「棲み分け」の必要性が生じてくる。

この中小の規模を区別するものは公表されていないが、中規模企業には「中小指針」の利用を、小規模企業には「中小会計要領」の利用を推奨することが望まれよう。筆者の個人的見解である

が、「中小指針」は、これまでの実務において、非常に参考になった判断基準であったことは確かであるが、反面、十分に適用できる企業も限られていた実感を持っている。

Ⅳ. 「中小会計要領」への課題

平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動促進に関する法律等の一部を改正する法律）」が施行された。これは、中小企業庁の「金融と経営支援の一体的取組」を受けたものである。この中には、「中小企業に対する経営支援」と「中小企業金融」についての具体的施策が示されている。

「経営支援」については、「中小企業に対して高度かつ専門的な経営支援を行う金融機関や税理士事務所等を取り込むことにより、中小企業の経営力強化を図ることが重要である」としている。

そして、「中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、決算書の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが重要である」として「財務経営力の強化」を提示している。

さらに、「そのためには、記帳能力など中小企業の実態に即した会計ルールの整備、政策金融における会計の活用や期中管理（経営計画や資金計画の作成等）体制の定着、及び金融機関に対する説明能力の向上支援、ITクラウドによる高度な財務・経営データを活用した地域金融との関係構築支援を図るべき」としてその方策を提示している。

まさに、「報告書」および「中小会計要領」を通して、「中小企業の会計」に求められている利害調整機能と役に立つ経営情報のことを指しているのではなかろうか。

すなわち、「税理士」は、「中小企業経営力支援法」という法的な裏付けにより「金融と経営支援の一体的取組」の担い手という新たな使命と職責を負うことになるのである。そして、「財務経営力の強化」の中心的役割を果たすのが「中小会計要領」なのである。

Ⅴ. エピローグ

「報告書」の「判断の枠組み」と「中小会計要

領」の「目的」は、何ら差は認められない。中小企業が置かれている経済状況は、むしろ悪化していると言えよう。その意味で「中小会計要領」が要望されたと言えるのではないだろうか。「中小指針」は、その普及が芳しくないと報告されている。いろいろな反省もあろうが、この「中小会計要領」の普及に関しては、「税理士」にその使命がより大きく課されているのである。

そもそも、税理士の使命は、「納税義務の適正な実現」にあるが、会社法において創設された会計参与制度により、職域の一つに「会計の専門家」が加わったのである。それまでは、会計の専門家といえども、その認識・測定に関して専ら税法基準を持ち込んでいたわけである。その意味では、「中小指針」は、会計についての識見を深める一助となったといえる。今後は、「金融と経営支援の一体的取組」にあるように、中小企業に対し「会計を活用」しての経営支援手腕が問われることになるのではなかろうか。

（参考資料・文献）

「中小企業の会計に関する研究会報告」

「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」

「中小企業の会計に関する検討会WG議事要旨」

「中小企業の会計に関する検討会議事要旨」

「中小企業の会計に関する検討会報告書（中間報告）」

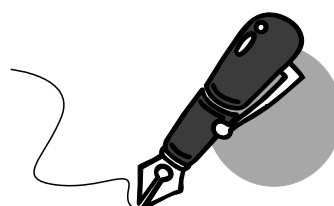
「中小企業の会計に関する基本要領」

日本税理士会連合会〔監修〕近畿税理士会調査研究部〔編著〕「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック（清文社刊）

武田隆二〔編著〕中小会社の会計指針（中央経済社刊）

斎藤静樹〔著〕会計基準の研究（増補版）中央経済社刊）

企業会計（中央経済社刊）



新春随想

年男・年女 2013



出会いに感謝

わか きしげ お
若狭 茂雄

あけましておめでとうございます。

年男…ああ私もはや6回目を迎える年に。しかし、心も体もそんな年とは認識しておりません。これからが我が人生出発点にしたいと存じます。

結婚して45年が過ぎ、税理士業務41年目、日本橋支部へ登録して36年目を迎えます。支部にかかわりをもったのは、前カラオケ部長の中島重敏先生からのカラオケ部創設時の参加のお誘いがきっかけでした。それからは、野球部、支部業務の手伝いと色々と声をかけていただき、その後東京会の理事、常任理事へ任命され今日を迎えております。中島先生に感謝です。独立してからは、青年税理士連盟の仲間に税理士業務等、専税協議会では税理士制度等がどうあるべきかを教わり、東京会にて運営上の理想と現実の厳しさを実感しております。

振り返ってみると、私は中学校を卒業後、東京中央区の柳橋（両国橋）の近くに就職しました。数年後、就職先の経理担当者が退職し、その代わりとして業務を引き継ぐため、夜は村田簿記学校にソロバン、簿記の勉強に週3日通いました。次第に簿記に夢中となり、3級、2級、そして「日商簿記1級」へと挑戦し昭和38年に合格し、村田簿記学校講師が予想外の結果だったのか（心外ですが）、とても驚いていたことを思い出します。

その当時、一緒に机を並べた菊池さん（現在武蔵野支部）に税理士挑戦ができること、色々な手続きを教わり、また富士短期大学（現在東京富士大学）の入学をもお誘いいただきついていきました。（卒業後公認会計士に挑戦するため）まず税理士を目指し、日中は仕事、夕方に大学、帰宅後は午前3時頃まで大学、税理士の勉強という日々が続きます。ただ、これまで築いてきた仲間たちとの付き合いも無くなる寂しさもありました。

その後大学を卒業し、昭和44年4月に父が他界、同年11月長男の誕生、12月税理士合格となります。父への喜びの報告ができなかったことは残念ですが、これも人生と思っております。合格してからの2年実務経験へと日本橋昭和通りにあった公認会計士宮坂保清事務所（簿記試験委員・後の公認会計士会長）に昭和45年就職、厳しい指導のもと税務会計業務の他、NHK教育テレビ簿記講座、先生書籍の出版補助等も行い貴重な経験をさせていただきました。

昭和47年5月沖縄が日本に復帰することになり、当時外国公認会計士として沖縄事務所があったことで、税務専門家として沖縄派遣、実務経験も終了し、復帰後昭和47年10月晴れて税理士となります。それから早いもので今年の11月に沖縄税理士会創立50周年記念（昭和37年に「沖縄税務代理士会」昭和47年本土復帰に伴い「沖縄税理士会」が組織変更）行事が開催され出席してきました。

今日に至るまでの出会い、お世話になった方々を思い返すと、本当に多くの人の支えがあり感謝せずにはられません。まだまだこれからと言い聞かせながら、健康第一、明るく、楽しいより良い人生にしたいものです。



12年先の健康へ

しま むら ゆき お
嶋村 幸夫

昨年7月に税理士仲間5人で、群馬県みなかみ町の谷川岳に登った。いつもは飲み仲間の5人ではあるが、大学時代、山岳部に在籍していた者があり、昨今の登山ブームの話題がきっかけとなり、その山岳部出身者が中心となって登山計画を立ててくれたのである。私自身、登山は全くの初心者であり、日頃の運動不足から脚力に不安があったが、せっかくのお誘いなので参加させていただいた。5人のうち、趣味で年数回の登山を楽しむ者が3名、全くの初心者が私とう1名というメンバ

一構成である。コースは初心者2名に配慮して、最も易しいルートに登るということであった。

当日は午前5時に都内を出発し、途中、朝食をとって現地に7時ごろ到着、大変な晴天に恵まれ、まずはロープウェイで天神平まであがり、そこからオキの耳を目指した。7月の連休ということもあって大変な人の数で、登山道は度々渋滞し、途中、休憩のできそうな場所には人が集中し、座る場所の確保も大変であった。周りに広がる雄大な景色と、前後の人の列とが妙な光景となっていた。標高が上がるにつれ周りの木々が少なくなり、視界が開けた。上を見上げると、登山道に連なる人々の列は、まるで大きな蛇がうねりながら山頂に向かって登っているようであった。

大変な混雑により予定時間を大幅に遅れたものの、全員が無事に目標のオキの耳に到着し、待望の昼食となった。しかし、ここも大変な混雑となっており場所の確保に苦労しながらも皆の持ち寄った弁当を肴にビールで乾杯した。このビールは足に自信のあるメンバーが30分も先に到着し、7月にもかかわらず解けずに残った雪の中で冷やしてくれたものである。

やはり雄大な景色を眺めながらのビールの味は格別であり、ここまでの疲労を和らげてくれた。また、別のメンバーは重たい荷物にもかかわらずコーヒーのドリッパーと水を持参し、皆にコーヒーを振舞ってくれた。このときのビールとコーヒーの味は、今でもこのメンバーが集まったときは話題にのぼる。昼食後、山頂からの景色を写真に収め、一休みしてから下山となったが、帰日も当然に渋滞し、ようやく天神平までたどり着いた。しかし、今度はロープウェイの乗り場が長い人の列となっており、これもまた大きくうねる大蛇の様であった。待つこと約40分、ようやく乗車でき無事に下山となった。こうして自然に触れるための谷川岳登山計画であったが、人に触れる時間のほうが多い結果となったが、全員が怪我もなく無事帰宅の途につくことができた。

新聞、雑誌などでは若い女性の登山者の記事をよく目にするが、高齢者の登山者が多いことに驚いた。高齢になっても登山を楽しめる健康を維持することの大切さを実感し、今年、4回目の年男を迎え48歳となるが幸いにこれまでに大きく健康を害することもなくこの歳を迎えられた。今回の

登山で出会った高齢者の登山家の方々を見習い自身の健康に気を付け、12年後の年男を迎えるときも、また仲間たちと山に登れるよう健康維持に努めたいと思う。

最後になりましたが、会員の皆様にとって巳年が良い年でありますよう心よりお祈り申し上げます。



はら たつや
原 達矢

私が今の事務所に入所したのは10年程前になります。思い起こせば税理士を志したきっかけは幼稚なもので、実際税理士の業務とはなんなのか、本当に漠然としたことしかわかりませんでした。しかし、いざ税理士の世界に足を踏み入れると、これほど難しく、またやりがいのある仕事なのか、とその世界の広さに大きな衝撃を受けたことを記憶しています。当時は税理士の資格を取得し、またCFPの資格も取得していたことから、多少は対応できるだろうと考えていましたが、実務とのギャップを感じて戸惑いを覚えながらなんとかついていくのがやっとという状況でした。

その後、入社3年が経ち、現在主に行っているM&Aの業務を始めるようになりました。従来の税務顧問を中心とする業務から、組織の大きな再編に絡むような仕事を担当するようになり、まさに経済のダイナミックな流れを肌で感じ取ることができるようになりました。折しも世はM&Aブームの只中にあり、多くの案件に関与させて頂くことができました。業務の特性上普段は接することのない上場企業のトップの方々とお会いすることが多くなり、それまでの世界とは格段にハードルが上がったような感覚でした。上場会社の役員室で、居並ぶ役員陣を前にして案件についてのご報告を行うということに、最初は本当に緊張しながらだったのが、いつしかお褒めの言葉を頂けるようになり、非常に大きな達成感と充実感を抱くようになりました。

M&A業務の中で、特に多く携わったのは財務・税務デューデリジェンス業務でしたが、ここで活きたのは税務顧問業務の中で培った経験でした。

会社は大なり小なりやはり共通する部分は多くあるもので、如何にしっかりと日ごろから中小企業のクライアント様を理解しようとしていたか、この姿勢がデューデリジェンス業務の中でも生きました。我々税理士は税務のプロであれば良い、確かに一つの道を探求することは専門家として一つの道だと思います。しかしながら、我々税理士が相手にする中小企業が求めることはそれだけというわけではなく、企業経営全般に関わる幅広い知識と経験なのだと思います。日常の業務の中で、常に会社に興味を持ち、会社を取り巻く様々なことに興味を持ち、その中で多くの疑問を持ち、解決していくことで税理士としての幅も広がっていくのだと思います。

現在もかなり多忙な日々が続いておりますが、多少の余裕もでき、今ではオンとオフを上手く使い分け、充実感を持って仕事に取り組むことができます。最近では趣味の登山を楽しんでおり、先日は高尾山に紅葉を見に行き参りました。やはりたまに触れる自然の雄大さにはいつも感動を覚えます。また、その他にも仲間とサイクリングを楽しむ等、良い仕事をするには、心と体のバランスを上手に保つことも大事であると最近では感じるようになってきました。

将来は税理士として故郷の静岡に何らかの恩返しができないかと考えておりますが、今はまだまだ修行の身と心得、毎日の業務に真摯に取り組もうと考えています。

健康、仕事、趣味

なが い かず あき
永井和昭

年男ということもあり、このお話を頂くことになりました。

前職の監査法人を退職し、個人事務所として今の仕事を始めたのも、ちょうど12年前です。

それ以前の勤務先におきましては、現在のような中小企業の方々とのお付き合いがとても少なく、会計という同分野とはいえ、さまざまな温度差を感じながら、ここまでやって来れました。

12年間、日本橋支部内のメンバーとして事務所を構え続けることができたことを振り返りながら、再度自分自身を見直すいい機会だと思い、筆

をとらせていただきました。

人間、とりわけ社会人として生きていくにあたって充実した人生を送るために大切なものを挙げるとすれば、以下の3つであると私は考えております。すなわち、健康、仕事、そして趣味です。

まず第一に、健康面についてです。

人間、健康でなければ仕事は十分にできませんし、家族や周囲の方々にも迷惑をかけてしまいます。心身ともに健康であればこそ、充実した人生を送れると思います。

そのような中で、ここ10年は風邪で寝込むことがなくなったのが一番の成果といえます。風邪は万病の元といいますが、20代の1人暮らしのころ、風邪をこじらせて呼吸困難に陥り、身動きも取れなかったつらい記憶がありますので、二度とそうならないようにと常日頃から気をつけるようにしています。ここ数年の実感ですが、健康体を維持するためには、適度な運動と適度な睡眠、そして適切な衛生、この3つがとても効果的であったと思います。

週に1~2度はジムに通い、筋トレで汗を流したり、水泳で1キロほどを泳いだりしています。

また、早寝早起きを心がけ、朝4時の起床、6時からの業務開始を平常時のパターンとしておりますので、業務効率もだいぶ上がりました。お酒があまり飲めないことも幸いしています。

うがいや手洗いは欠かさず行い、入浴は毎日、その締めには冷水のシャワーを真冬でも浴びています。

おかげさまで、毎年の健康診断でもまったく問題はなく、体重もここ数年70キロ前後のまま一定で、健康体を維持できています。

次に、趣味ですが、趣味そのものは、これがなくとも生きていくことは可能です。また、仕事への注力をするために、あえてこれを封印する時期も時には必要かと思えます。

昨年よりその封印を試しに解いてみたところ、これも人生の充実感が違うということが改めて分かりました。

高校時代は写真部に所属しておりましたが、趣味の写真撮影は長らく休眠しておりました。撮影機材のコストも結構なものになりますし、何より個人行動が主たるものになってしまい、家族と過ごす時間もそがれてしまいます。



その両立ではないですが、近年では家族との海外旅行のついでに飛行機の撮影を行うようになりました。あるいは海外出張のついでにというのもあります。

この飛行機撮影というものはなかなか奥深く、天候はもちろんのこ

と、太陽光の具合、雲の配置、撮影禁止場所の見極め、周囲の風景とのマッチング、航空機機材の希少性など、考慮すべき事項が多岐にわたり、納得のいく写真が1,000枚に1枚あるかないかです。

その一方で、趣味を通じた仲間も増えました。国や国籍を問わず、それ相応の撮影ポイントには、同様の輩がたむろしています。撮影場所が海外でもその場所と持参したカメラを見れば、ヒコークイ趣味がすぐにわかりますので、お互い、あっという間に打解けてしまいます。そういった方々とは、国境を越えたFaceBookでのお付き合いが続いています。そのためあって、これも趣味的なレベルですが、英語と中国語の学習を続けています。これら語学学習は、業務上必要であることに加えて、趣味の存在も学習意欲の継続に役立っているようです。

年中ヒコークイ撮影はできませんが、暇さえあればGoogleEarthを使って、時間が経つのも忘れて世界中の撮影ポイントを眺めています。

最後に、仕事面についてですが、独立してからこの12年を振り返りますと、本当にあっという間だったというのが正直なところではあります。

仕事そのものは、とりわけ自由主義経済の中では生きるに必要とはされますが、それ以上のものとして、自分の人生をかけるに値し、かつ、楽しくできる仕事にめぐり合えることがとても大切かと思っています。これにめぐり合えるほど幸運なことではないかと思いますが、本当に仕事が楽しいと思えるようになるまでは5年、10年とかかるのが普通だとは思っています。

いわゆる会社経営の基本メソッドなる書籍に

は、「すでに顧客があってなら独立もよし」ということが、いたるところに当然のように書いてあります。私の場合は、事前に顧客があったわけでもなく、文字通りゼロからのスタートでしたが、結果的に、友人知人、あるいは前職時代の仕事のつながりからのご紹介からが始まりでした。そのスタイルは現在もそう大きく変わることはありません。

そのような中で、以前の勤務時代とは異なり、今ではすべてが自己責任の世界で日々過ごしており、そのような中だからこそ周囲への責任も実感します。また、その責任を果たしていくことがこの社会の一員としての責務であるという意識も深まりました。

自分自身が顧客の立場になったときでも、「客態度」はとらずに、真摯で紳士な対応を心がけています。そのおかげで、さまざまな無理を聞いていただいたり、他言無用の厚待遇をいただいたりしました。

一方で、さまざまなトラブルも相当経験し、時には失敗もありました。その中でも、失敗やトラブルから逃げずに腹をくくって対処したり、根本的な解決をしたりと、一見マイナスに見える経験も長い目で見ればプラスになっているのではないかと思います。

自分自身の失敗からしか本当の意味での成長は得られないとも思いますし、とりわけ仕事上においては「たとえ相手が悪くても、それもすべて自分の責任」と思います。そう思えるようになったのが今の私の最大の強みです。

仕事を通じて、人間として成長できた12年間だったと思いますし、なにより、仕事をさせていただくこと、仕事を続けられることは最大の喜びでもあり、家族をはじめ関係者皆様があってこそその自分であるという実感を強く持っています。

次の12年も更なる目標に向けて、日々感謝と精進の日々を送っていこうと思います。



還暦を迎えて

う が じん ひさ お
宇賀神久雄

新年 明けましておめでとうございます。

さて、会報「にほんばし」への「年男」の原稿依頼がありました。

子供の頃は還暦、定年は遙か先の現実味の薄い、他人の身の上にだけ起こることのように感じておりました。しかし、いつの間にか私も、還暦を迎える年になっていたのです。

もともと立派なことが書けるわけではありませんので、今まで生きてきたなかで、主に中学までの印象深いことを書いてみたいと思います。

私の記憶に残っている子供の頃は、まるで映画の「三丁目の夕日」そのものの世界でした。

遊びといえばベゴマ、メンコなどで、学校に行く前に、休日にと毎日のように朝からやっておりました。

テレビの登場がありました。当時の英雄が記憶の中から蘇ってきます。また、夕食後になると、近所の人がテレビを見に集まってきました。だいたい9時頃までお茶を飲みながら、ワイワイガヤガヤとやっておりました。

東京オリンピックの開会式は何とんでも忘れられません。我が家でもこのためにカラーテレビを購入しました。テレビに映ったのは、青空にくっきりと描かれた白い五輪のマークでした。今でも鮮明に覚えております。日本選手団の整然とした入場行進、感動しました。また競技では、女子バレーボール「東洋の魔女」の優勝、柔道の神永選手がヘーシンク選手に敗れた一戦、最終日のマラソンで円谷選手がヒートリー選手にゴール寸前で抜かれたことなどが記憶に残っております。

小学校の修学旅行は、東京・江ノ島・鎌倉1泊2日のバス旅行でした。ビルの谷間を通っている首都高速道路は、まるで漫画で見た未来都市のようでした。国会議事堂、銀座、東京タワーなど、それから鎌倉の大仏、鶴岡八幡宮などを見学しました。

中学に入ってから陸上の部活に熱中し、地区大会での優勝、県大会への出場など。残念ながら県大会は「参加することに意義があり」に終わり



手賀沼湖畔にある「鳥の博物館」で撮影

ましたが。

兄が免許を取り、車がきました。それまでは、自転車、オートバイの世界で、行動範囲も飛躍的に広がりました。

中学校3校が合同で行った関西への修学旅行は、専用列車の「ひので号」で、早朝に出発し、帰りは車中1泊で、往復ともに相当な時間がかかりました。

その後、高校入学・大学入学、会計士試験合格、会計事務所入所、結婚、子供2人の誕生。

振り返ってみますと、60年間の大部分は右肩上がりの景気でした。「明日は今日より良くなるだろう」と思え、将来に対する「不安」など全く考えない幸福な時代が長かったと思います。その後、バブルが始まりそしてはじけ、現在のデフレといろいろな局面を経験してきました。

また、今日までいろいろな人達（学校の先生、会計事務所の所長、得意先の方々等々）に恵まれてきた運の良い60年でした。残りの人生も、様々な人たちにお世話になりながら過ごしていくことになると思います。大変ありがたいことです。そして感謝いたしまして終わりにします。

最後に、皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。





蛇蛇として、良い年に

なか やま
中山かつお

日本橋支部での活動は、TNGとボーリング大会に参加するだけと殆ど貢献できていませんが、生まれ干支が巳年なのでご挨拶させていただきます。

私は昭和40年（巳年）生まれで、今年5月で48歳になります所謂「年男」です。年男を意識したのは実は今回が初めてです。12歳の時は小学校卒業、24歳の時は国家試験に合格した翌年で仕事を覚えるため我武者羅に仕事をしており、36歳の時は明るい未来を信じて独立したばかりと、振り返ってみると年男の誕生日の前に人生の節目を迎える傾向がありました。4回目の年男となる今年は、長女が来年高校受験を控えておりますが、私個人の人生のイベントではなく、景気は良くないものの、比較的ゆっくりと年男というものを味わえるのではないかと考えています。ただし、男性は8の倍数の年に身体の方の節目年齢ということで体力が衰えたりするそうなので、ゴルフで下半身の老化を防ぐなど、身体面のケアには十分気を付けたいと考えています。

子供の頃は、よく蛇を見ました。川や田んぼで泳いでいる蛇、道で昼寝して通行の邪魔をしている蛇、蛙等の小動物を丸呑みしていた蛇、車に轢かれてペチャンコな蛇などです。素手で持つことは出来ませんでした。木の枝等でつまんで遊んだりした記憶が残っています。大人になってからは爬虫類館以外で蛇を見たことはありません。

その姿ゆえに、人は蛇を怖れたり、逆に畏敬の念を抱いて信仰の対象とされることもあります。

「鬼が出るか蛇が出るか」、「蛇足」、「藪蛇」などは決して良い意味ではなく、かまれたら毒が廻るところは恐怖心すら感じますが、反面、金運をもたらす存在として、「蛇は家の守り神」、「蛇の出る家は栄える」とお年寄りに言われた記憶や、白い蛇は無病息災、家内安全のシンボルとして、また脱皮するところから不死、再生を司るとして崇める神社も数多いようです。洋の東西を問わず、蛇に関する信仰や伝説は数えきれませんが、太古の昔から、人に知恵を与え、災いをもた

らし、人と関わりつつも超然としている姿は、人間関係の柵から離れられない凡人としては、神秘的で、憧れさえ感じてしまいます。

なお、お正月に飾る鑑餅は蛇がトグロを巻く姿だそうです。蛇には瞼がなく、閉じる事の無い眼のことを昔の人はカガメ（蛇目）と言ってそれがカガミ（鑑）になったらしく、みかんを乗せた時のてっぺんの橙が蛇の頭になるそうです。神社の注連縄も2匹の蛇が交わる姿を模しており、そう考えると日本のお正月はたくさんの蛇に囲まれているんだと思います。

東京23区内ではもうおそらく生きているその姿を見ることはなかなか叶いませんが、東京タワーの近くで蛇を祠ってある場所が2ヶ所あります。1つは芝公園の19号地にある蛇塚で、もう1つは心光院という浄土真宗のお寺です。どちらもパワースポットとして天気の良いときに行くことをオススメします。

最後になりますが、「蛇七曲がり曲がりて我が身曲がりたりと思わず」（蛇が自分の体が曲がっているのに気付かないように、人間も自分の欠点や短所に気付かず反省しないものだ）という言葉があります。今年は我が身を正しながら、「蛇蛇（いい）」（のびのびとやすらかなさま）として、寄り道をしたり曲がりながらも、少しずつでも前進して行ければいいと思います。皆様にとっても良い1年となりますよう祈念いたします。



なか がわ とし み
中川利海

気が付けばこないだの10月で35歳。だんだんアラフォーになってきました。気持ちはいつまでも若いつもりですが……。今回このような寄稿の機会をいただいたので、簡単に今までの振り返りながら今後の展望についても触れてみたいと思います。

割と好奇心旺盛で、行動に移す方だと思います。新潟で生まれ、高校まで地元で育ちました。スポーツは小学校野球、中学校バスケ、高校柔道と何の相互関係もない部活をそれぞれ3年間続けました。恐らく入学時に流行っていたマンガに触

発されたんだと思います。柔道は2段まで取得したものの、そのおかげで現在でも腰痛に悩まされています・・・東京に憧れ、大学から上京してきました。冬はよくスノーボードをしに新潟へ戻りました。洋楽が好きで、ギターを始めロックバンドを組んでいました。

そんなミーハーな学生時代でしたが、現在との繋がりで大きな転機は大学3年生のときでした。奨学金でイギリスに短期留学できることになったのです。当時多くのUKロックをカバーしていた私にとってイギリスは憧れで、英語を必死で勉強しました。税理士の勉強をはじめ、大学卒業後に個人会計事務所を経て、ビッグ4の国際部に入社することができました。英語プラス国際税務の知識を駆使し、大企業をクライアントに専門的なサービスを提供することができたのはとても貴重な経験でした。一方で、次第にクライアントにとってもっと身近な存在で、なんでも相談される専門家になりたいと思うようになり、現在のAGSへ転職致しました。

当初は、当社でMS (ManagementService) と呼ぶ主に中小企業への経営管理全般をサポートする

部門に配属になりました。前職の業務内容とはだいぶ異なり当初は面食らった記憶があります。経営者の気持ちを理解し、税務以外についても幅広く勉強、提案し、実務を積むことができました。その後MS部門でマネージャーまでしたところで、徐々に経済のグローバル化の波が中堅・中小企業へも押し寄せるようになり、次第に海外企業との取引や日本企業自体の海外進出の相談などを受けるようになりました。

現在では、当社でIS (InternationalService) と呼ぶMSをベースに国際業務を組み合わせた新サービスを立ち上げ、その事業開発をしています。出張が多く特にアジア方面へよく行く機会があります。アジアはもはやメーカーの製造コスト引き下げのみならず、市場として全産業が進出していく時代となりました。経済のグローバル化は今後ますます進むものと思われ、ISを通じてクライアントのビジネス支援、ひいては日本経済のグローバル化支援の一助になればと思っています。今後はいつか一度海外に赴任し、更なるISの発展に貢献していきたいと思っていますところなのです。

各 部 だ よ り

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成24年10月17日（水）10時32分～11時58分

I 審議事項

1. 租税教育推進委員会の設置について

日本橋支部に租税教育推進委員会を設置することを、日本橋支部規則第34条3項により租税教育講師9名を委員に委嘱すること及び若狭茂雄会員を委員長に選任することを承認可決した。

2. 支部事務局のデータ保存に必要な機材の購入等に関する件

震災や事務所火災などの対策上、支部事務局のデータをクラウドでのデータ保存するための機器購入することを承認可決した。

3. 平成24～25年度各種無料相談担当者募集の件 平成24年分所得税確定申告無料相談、並びに

商工会議所及び日本橋法人会等税務相談への参加のお願いは例年どおりの募集とすることを承認可決した。

税理士記念日無料相談会は例年2月23日であるが今年度は平成25年2月22日（金）とすることを承認可決した。

4. 支部役員選挙日程確認の件

平成25年度の支部役員選挙日程について、選挙管理委員会の原案どおり承認可決した。

5. 東京税理士会役員選挙支部投票所立会人選任の件

12月7日（金）の本会役員選挙用支部設置投票所の投票立会人2名の推薦について、木下純一副支部長と渡辺英樹幹事を推薦することを承認可決した。

6. 中小企業庁担当者による研修会出席者の件

本会の業務対策部から研修会出席者の要請があり、結城昌史幹事を出席者とするのを承認

可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 公益活動関係支部連絡協議会（9/25）の件
2. 税の作文審査会（9/27）の件
3. 登録調査（10/10）の件
4. 確定申告無料相談連絡協議会（10/10）の件
5. 第一ブロック支部連絡協議会（10/16）の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成24年11月8日（木）10時30分～11時13分

Ⅰ 審議事項

1. 新年賀詞交歓会の件
平成25年1月15日（火）にロイヤルパークホテルで開催するが、懇親会の会費は前回と同じ3,000円とすることを承認可決した。
2. 支部周年行事開催の件
東京会より予算案策定につき、支部周年行事の開催予定の問い合わせがあったが、周年行事を行わないことで承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 署との定例連絡協議会・常会・研修会・懇親会（10/24）の件
2. 日本政策金融公庫との懇談会（10/25）の件
3. 中央都税事務所との連絡協議会（10/30）の件
4. 登録調査（11/6）の件
5. 25年3月申告用「申告用確定申告の手引」配布の件
6. 忘年会（12月13日（木））の件
7. 事務局年末年始休業の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

◎東京税理士会日本橋支部と日本橋税務署との定例連絡協議会、常会、懇親会

○平成24年10月24日（水）10時30分から東実健保会館で日本橋税務署との定例連絡協議会を開催した。（出席者67名）

日本橋支部からの質問・要望事項8件（うちe-Tax関係5件）があった。

○同日同所で13時00分から常会を開催した。

藤山支部長挨拶の後、4月以降の各部・各委員会報告、理事会報告がされた。（出席者71名）

○同日同所で17時15分から懇親会を開催した。

日本橋税務署幹部と支部会員との懇親会が開催された。（支部会員出席者57名） 以上

◎東京都中央都税事務所と東京税理士会日本橋支部並びに京橋支部との連絡協議会

○平成24年10月30日（火）16時00分から中央都税事務所6階会議室で連絡協議会を開催した。

質問・要望事項18件（うちeLTAX関係11件）があった。 以上

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成24年10月22日（月）14:00～15:30

テーマ：日本人の覚悟～国難から再生へ

講 師：ジャーナリスト 嵐 信彦氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

※日本橋税政連との共催

日 時：平成24年10月24日（火）14:00～16:45

テーマ：品位保持に関する説明

所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項

講 師：東京税理士会綱紀部、日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成24年10月26日（金）13:30～16:30

テーマ：中小会計要領の制定の意義と適用方法

講 師：筑波大学名誉教授 品川 芳宣氏

会 場：マツダホール（マツダ八重洲通りビル）

※京橋支部主催

日 時：平成24年11月9日（金）13:00～16:00

テーマ：年末調整説明会

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成24年11月27日（火）13:30～16:00

テーマ：「ザ・税務調査」～法人税・税務調査の業種別・勘定科目別具体例～

講 師：税理士 牧野 義博氏

会 場：財団法人日本教育会館一ツ橋ホール

※ 第一ブロック合同研修

日 時：平成24年12月4日（火）14:00～17:00

テーマ：税理士のための人事労務・債権問題セミナー
—顧問先からの相談事例に学ぶトラブル対応—

講 師：弁護士 高井 重憲氏、坂東 利国氏

会 場：日本橋支部事務局

日 時：平成24年12月10日（火）10:00～12:00

テーマ：国税通則法改正後の税務調査手続について
 講師：東京国税局担当官
 会場：日本橋支部事務局

※インターネット配信による研修会

《今後の予定》

日時：平成25年1月15日（火）15:30～17:15

テーマ：グローバル化時代の経営とは？

ーベンチャー政治家田中角栄に学ぶー

講師：経営コンサルタント 一柳 良雄氏

会場：ロイヤルパークホテル2F東雲の間

※ 新年賀詞交歓会新春講演会

日時：平成25年2月1日（金）13:30～16:00（予定）

テーマ：24年分確定申告に当たっての留意事項

講師：日本橋税務署担当官

会場：東実健保会館 6階ホール

《最近実施した税理士雑談室》

日時：平成24年10月15日（月）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成24年11月15日（木）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成24年12月10日（月）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成24年10月から11月までの野球部の活動に関してご報告致します。（下記、投は投手。本は本塁打。安はチーム安打数。走は盗塁の数。）

10月12日 第一ブロック【最終戦】勝 スコア 12-0

麻 布	0	0	0	0	0	0	0
日本橋	3	4	0	0	5	0	X

投 今井、本 渡辺、安12、走9

11月13日 パワーズ杯【第一試合】勝 スコア 6-4

日本橋	0	0	0	2	0	4	-
渋谷	0	0	0	1	0	3	-

投 今井、本 渡辺、安7、走4



11月13日 パワーズ杯【第二試合】負 スコア 1-3

横浜緑	0	2	0	0	0	1	-
日本橋	0	0	1	0	0	0	-

投 塩谷、本 無、安4、走3

最終戦を終え、本年度の通算成績は12勝5敗1分となりました。本大会後に取り組み始めた攻撃パターンを、10月12日の第一ブロック最終戦で東京会No1の麻布支部戦を相手に実践することになりました。

序盤麻布支部が戦力を落としてきた側面はありますが、着実に練習通りに走者は3塁を狙い、打者は走者を送り、そしてチャンスで迎え入れるという共通認識が試合を通してチーム全体で共有できたのが大きな収穫でした。

また試合序盤から阿部捕手の熱く冷静なリードに今井投手が好投で応え、中盤以降も麻布のエースを主将の本塁打等で攻略し完勝、見事強豪第一ブロックでの優勝を決めV3を達成しました。優勝を続ける事で選手各自が自信を得て、来年以降の飛躍に繋げるために選手各自の冬場のトレーニングにも熱が入りそうです。

昨年から参加しているパワーズ杯では、本大会で敗戦した渋谷支部に高知商業OBの速球派投手がゲスト参加するというチームを相手に、得点した後に点を返される油断の出来ないゲーム展開となりましたが、長打と単打、走塁を絡め結果的に渋谷を突き放しました。得点パターンの共有認識は試合を重ねるごとに浸透を深め、これまで守備重視でしか無かったチームカラーに良い変化が起きている様です。

昨年、今年から加入して新しいメンバーも日々技術の向上や野球への知識は深まり、強いチームになるべく、非常に意識の高い中で練習や試合に取り組んでいます。

最後に近年の成績を振り返ると以下のとおりです。

年度	勝	負	分	勝率	本大会	第一ブロック
22年度	15	5	0	0.750	4位	優勝
23年度	13	2	1	0.866	ベスト8	V2
24年度	12	5	1	0.705	ベスト8	V3
通算成績	40	12	2	0.769		

来期以降は新3役で悲願の本体会優勝を目指します。

今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力をお願い致します。



〈囲碁部〉

10月18日（木）秋季支部囲碁大会は12名が参加して、当支部会議室において開催されました。大会は紅組、青組の2組にわかれて、各自4局を戦いました。対戦中「アイタタタ…」とか「アッ、バカナ」といった悲鳴が聞こえましたが、無事終了。結果は次のとおりでした。

	紅組	青組
優 勝	大久保速雄 4勝0敗	鈴木 久衛 4勝0敗
準優勝	池田 明治 3勝1敗	深本 三郎 2勝2敗
1 位	坂元 左 3勝1敗	下川 芳史 2勝2敗

(注)対戦成績が同一のときは勝負の内容により判定しました。

深本先生は、参加予定者が急用により欠席したための友情出演です。

来年前半の日程は、次のとおりです。

1月19日（土）京橋支部との親善囲碁大会（京橋支部会議室）

3月26日（火）日本橋支部春季囲碁大会（日本橋支部会議室）

4月11日（木）プロ3面打指導

月例会 2/7、5/9、6/27

プロ指導及び月例会は日本橋支部会議室です。

1月の月例会は休みです。

〈ボーリング部〉

ボーリング大会は、11月20日品川プリンスホテルボーリングセンターにて、会員22名、所員・家族18名、日本橋税務署職員20名 総勢60名の参加により、15レーンにて2ゲームを楽しみました。

ゲームの後は、同ホテル内にて、食事付きの表彰式を行いました。

ゲームの結果は、以下の通りです。（敬称略）

(団体戦) 優 勝 猪股・藤山・岡田事務所 909点

準優勝 佐野・引地・中山・

大澤事務所 899点

3 位 中島・竹田事務所 890点

(会 員) 優 勝 中島 美和 336点

準優勝 岡田 昇 317点

3 位 三ヶ尻 忠敬 314点

(職 員) 優 勝 浅見 岳大 305点

準優勝 内田 智 282点

3 位 内田 晃 227点

(女 性) 優 勝 小瀬すず子 287点

準優勝 林 祐子 285点

3 位 中島 華子 259点

(ハイゲーム) 中島 美和 201点

〈ゴルフ部〉

平成24年10月3日（水）

第285回T.N.G.会は、紫カントリークラブ すみれコースにて、28名の参加者で開催しました。

成 績

優 勝 岡田 昇 G102 N68

2 位 山科 裕紀 G92 N70

3 位 渡辺 英樹 G95 N75

ベストスコア 二瓶 正之 OUT47 IN44 G91

平成24年11月14日（水）

第286回T.N.G.会は、常陽カントリー倶楽部にて、30名の参加者で開催しました。

成 績

優 勝 徳田 益和 G78 N62

2 位 佐々木則司 G98 N62

3 位 湯本 康弘 G84 N64

ベストスコア 徳田 益和 OUT39 IN39 G78

次回は、12月に若洲ゴルフリンクスにて開催されます。

平成24年10月15日（月）

第16回支部対抗ゴルフ大会が、取手国際ゴルフ倶楽部 西コースで開催され、日本橋支部が第3位となりました。

(出場者) 森 一郎、徳田 益和、鳴海 悠祐、高山 房之

〈テニス部〉

10月2日（火）有明テニスの森庭球場で秋季東京税理士会テニス大会が開催されました。参加者は、丹羽 正裕・河野 拓組、湯本 康弘・青木 久直組の男子ダブルス2組と中島 美和・松下 俊雄組のシニア1組です。東京税理士会のテニス

大会は、まず混成4組で予選会を行い、その中で1位から4位までを決めます。その後、予選会で決まった順位をもとにトーナメント戦が行われます。今回は丹羽 正裕・河野 拓組が1位グループ、湯本 康弘・青木 久直組が3位グループのトーナメントへと進みました。各組とも初戦で優勝、準優勝組との対戦となり、練習の成果を出すことなく敗退してしまいました。一方、初めてシニアのトーナメントに参加した中島 美和・松下 俊雄組は、3位グループのトーナメントへと進み、準優勝となりました。

11月7日（水）有明テニスの森庭球場で東京税理士会支部対抗テニス大会が開催されました。参加者は、中島 美和会員、佐々木 則司会員、丹羽 正裕会員、湯本 康弘会員、岩川 由美子会員、青木 久直会員の6名です。支部対抗戦は各支部、男子ダブルス2チーム、混合ダブルス1チームで試合を行い勝チーム数の多い支部が勝ち上がっていくトーナメントです。本戦トーナメントでは、1回戦で目黒支部と対戦し、2-1で勝ち、2回戦へと進みました。2回戦では京橋支部と対戦し1-2で負けてしまいました。また、コンソレ（2回戦敗退）トーナメントでは、1回戦は杉並支部に2-1と勝ちましたが、準決勝では、優勝チームの上野支部に1-2で負けてしまいました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っています。練習内容はプロの松岡コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が楽しく出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、是非支部事務局まで連絡下さい。

〔組織部〕

日本橋支部緊急連絡網を改定して10月末に発送いたしました。これは災害時の利用を目的に日本橋支部を5ブロックに分けて、8月31日現在の会員をもとに作成した電話連絡網です。記載内容等に誤りがありましたら支部事務局までご連絡ください。

「中央区防災マップ」は下記の中央区のホームページでご覧いただけますが、支部にも用意しております。必要な方はご連絡ください。

<http://www.city.chuo.lg.jp/>

くらしに便利な情報→災害、防災、防犯→災害→

避難の方法→広域避難場所→防災マップ

〔綱紀監察部〕

1 次の会議が開催される予定です。

平成24年度綱紀監察合同会議

日 時 平成24年12月18日（火）14：00より

場 所 東京税理士会館

議 題

- (1) 本会綱紀部からの報告
- (2) 本会業務侵害監察部からの報告
- (3) 東京国税局の方針
- (4) 東京国税局からの報告
- (5) 支部からの提言等

2 「税理士証票」及び「会員章（バッジ）」の所持確認について

平成25年2月4日（月）、5日（火）の2日間、午前10時から午後4時まで支部会議室に於いて平成24年度の所持確認を実施いたします。

対象者は、平成24年9月30日現在の支部所属会員全員です。

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、毎月第2水曜日支部において無料税務相談を行っています。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

〔平成24年実施日〕	〔会 場〕	〔担当税理士〕
10月17日（水）	法人会事務局	猪股 正明
10月31日（水）	〃	財津 良子
11月14日（水）	〃	皆平 弘一
11月28日（水）	〃	若狭 茂雄
12月12日（水）	〃	中根 緑

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

〔平成24年実施日〕	〔会 場〕	〔担当税理士〕
10月16日（火）	中小企業相談センター	河野 拓
11月 6日（火）	〃	猪股 正明
11月30日（金）	〃	岩川由美子
12月21日（金）	〃	石橋 将年

○商工会議所中央支部からの依頼分

〔平成24年実施日〕 〔会 場〕 〔担当税理士〕
11月21日（水） 中央区京橋ブラザ 渡辺 春樹

《支部無料税務相談》

〔平成24年実施日〕 〔会 場〕 〔担当税理士〕
10月10日（水） 支部事務局会議室 岩本 忠司
11月14日（水） ” 持田 剛史
12月12日（水） ” 畑 芳広

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を
下記の先生方をお願いしております。

〔担当税理士〕
岩川由美子
河野 拓
松本 悦子
佐野 典子
林 孝子
久野 二実
赤坂 光則

支部会員異動のお知らせ

平成24年9月16日～
平成24年11月15日

〈入会〉

9月25日 ふるみ ようこ 古海 陽子 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

10月24日 すずき ひでや 鈴木 秀弥 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

10月24日 まるやま ゆう 丸山 悠由 同上

〈転入〉

9月21日 京橋支部より
おと べ たかひと 乙部 隆仁 〒103-0022
日本橋室町4-1-16
室町ミクニビル8階
電話 3273-7872

10月9日 北沢支部より
ほつち としお 發知 敏雄 〒103-0022
日本橋室町4-1-1
室町ミクニビル8階
電話 090-2223-2584

10月10日 芝支部より
おり た ゆうすけ 折田 祐介 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1940

練馬東支部より

10月15日 あさぬま のりこ 浅沼 紀子 〒103-0025
日本橋茅場町2-4-8
井門茅場町ビル6F
矢島学税理士事務所
電話 5642-1351

10月15日 江東西支部より
ほそや ゆうこ 細谷 有子 〒103-0025
日本橋茅場町2-7-2
佑昌ビル3階
電話 6661-9175

10月24日 品川支部より
かわい たかゆき 川合 貴之 〒103-0025
日本橋茅場町2-5-6
日本橋大江戸ビル6階
電話 3493-2980

11月2日 神田支部より
り れん か 李 蓮河 〒103-0001
(岩村仁志) 日本橋小伝馬町2-8
新小伝馬町ビル4階
電話 5643-1986

11月8日 新宿支部より
はらだ よしひさ 原田 吉久 〒103-0025
日本橋茅場町1-2-14
日本ビルディング3号館3階
税理士法人トータルマネジメントプレーン
東京支店
電話 6231-1576

11月14日 麻布支部より
もり た わたる 森田 亘 〒103-0003
日本橋横山町1-3

OKK日本橋ビル2階
湯澤勝信税理士事務所
電話 3639-1881

〈法人入会〉

11月8日 税理士法人
トータルマネージメントブレーン東京支店
電話 6231-1576

〈事務所住所変更〉

古賀 裕明 〒103-0001
日本橋小伝馬町17-14
日本橋S&Sビル5 (B) 階
電話 6661-0304

矢野奈保子 同上
渡辺 春樹 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-9-1
スプリングビル

吉田 邦彦 〒103-0025
日本橋茅場町2-14-1
第1井上ビル302

鈴木 洋子 〒103-0004
東日本橋2-16-11
エスビル

前山奈津子 〒103-0026
日本橋兜町17-1
日本橋ロイヤルプラザ707号

〈事務所名称変更〉

浅利 眞樹 宮川雅夫税理士事務所
木村 孝次
曾和 満高
三田村 浩孝
宮川 雅夫

〈転出〉

佐藤 拓郎 神田支部へ
樋口 俊介 品川支部へ
山元 大士 四谷支部へ
原野 巨之 本所支部へ
長橋 和路 四谷支部へ

〈転出〉

岸田加奈恵 四国会へ
齋藤 昌浩 千葉県会へ
三浦 喜子 業務廃止

〈法人会員退会〉

税理士法人宮川税務会計事務所 解散

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

よりふじ 寄藤 梧郎 昭和2年1月2日生まれ 85歳
平成24年9月18日死亡

編集後記

師走の街は例年に増して慌しく、政治家達が職をかけて右往左往している様は、さながら学生の就活に見えた。

結婚とは羅針盤のない船で大海原に漕ぎ出すようなものだという比喻があるが、今の日本の羅針盤は正しく機能しているのだろうか。如何に日本が優れた技術力を持っていても国家を自動操縦することなどできない。舵取りを任せて足る、叡智を持った頼もしい人材が現れて欲しい。

ご多忙の中、新年号にご寄稿いただいた方々に心から御礼申し上げます。

厳しい寒さとともに税の繁忙期を迎えます。会員の皆様にはお体ご自愛の上ご活躍ください。



第136号原稿締切…平成25年3月末日

発行予定…平成25年5月1日

〈編集委員〉 高橋美津子 小畑孝雄 櫻井和儀
梅田文江 鈴木 寛 家崎克夫
小出純江

中央都税事務所からのお知らせ

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償 却 資 産 と は	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成25年1月1日現在、償却資産を所有している方
申 告 先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申 告 期 限	平成25年1月31日(木)

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX (地方税ポータルシステム)

ホームページ <http://www.eltax.jp/>



エルタックス

検索

クリック



ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (IP 電話・PHS から: ☎045-759-3931)

※ 午前8時30分から午後9時00分まで(土日祝・年末年始(12/29～1/3)を除く)

【お問い合わせ先】資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係

～23 区内に土地をお持ちの方へ～

住宅用地(23区内)の申告はお済みですか？

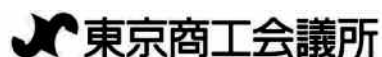
～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～



住 宅 用 地 と は	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	○ 住宅を新築・増築した場合 ○ 住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○ 住宅を建て替える場合 ○ 家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○ 土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申 告 方 法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地係に提出してください。
申 告 期 限	平成25年1月31日(木)

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地係

中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

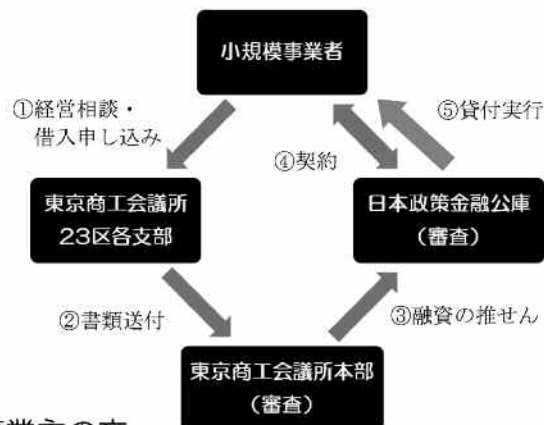


小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度・・・マル経融資の特色

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国（日本政策金融公庫）の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下（商業・サービス業は 5 名以下）の法人・個人事業主の方
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

1, 500 万円

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.75%（平成 24 年 1 月 8 日現在）
中央区は利子補助制度があります。
（支払利子 30%、最長 3 年間の補助）

資金使途

●運転資金

・給与・ボーナスの支払
・諸経費の支払 等

●設備資金

・パソコン・プリンタ・
会計ソフトの入れ替え
・事務所移転 等

使いみちはいろいろ

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。

※融資限度額・返済期間の取り扱いは、

平成 25 年 3 月 31 日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。

※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
毎月第 3 火曜日 午後 1 時～4 時
要予約・電話にてご予約ください

ご利用いただいていますか、税理士報酬の自動集金システム

報酬自動支払制度

テマ・ヒマ省けて経費も節減 未集金ゼロで、事務所の経営力強化！

人手不足で毎月定期的に税理士報酬の集金に行くことができない、あるいは時々集金を忘れ未収金が多まってしまふ、集金の途中で事故にあった…等、税理士報酬の集金をめぐる様々なトラブルを未然に防ぐのが、この制度の大きな利点。

関与先一件からでもご利用いただけますので、是非ご活用ください。



《特長》

- ①集金の手間が省けます。
- ②集金に要する人件費や交通費などの諸経費が節減できます。
- ③振込手続や小切手の振出が不要なため、関与先の手間も削減。
- ④組合員には台帳代わりにもなる「振込明細書」が毎月送られますので、売上・売掛が一目でわかります。

《ご利用方法》

下記の二つの方式から選べます。※表示金額には消費税は含まれておりません。

POST 郵送方式

《特 長》

- 1) 手軽に始められるシンプルなシステムです。
- 2) 登録データ及び変更データは所定の帳票に記載し、郵送するだけですみます。
- 3) 毎月お届けする明細書は、台帳代わりにご利用いただけます。
- 4) e-NE Tへの移行も簡単です。

《利用料金》

- 口座振替請求手数料
関与先 1 件あたり、1 請求につき 335 円
基本手数料、請求手数料、口座振替依頼書、変更手数料、振込手数料、請求状況表作成費など、すべてのサービスを含んだ費用です。
- オプション／「振替のお知らせ」通知
関与先 1 件あたり、郵送 1 回につき 55 円
ハガキ作成費、郵送料を含んだ費用です。

e-NE T オンライン方式

《特 長》

- 1) インターネットを活用したシステムです。
- 2) セキュリティも万全です。
- 3) 請求書の発行から台帳の作成まで、一貫したサービスをご提供いたします。
- 4) 新たにソフトを購入したりインストールすることは不要です。

《利用料金》

- 基本料：月額 1,500 円
- 振込手数料：税理士事務所への振込／1 回につき 300 円
5 日と 28 日両方の振替日を利用される場合は月額 600 円
- 口座振替請求手数料
関与先 1 件あたり／1 請求につき 240 円
- オプション／「振替のお知らせ」通知
POST 方式と同一です

お問い合わせ・資料請求先 **(株)日税ビジネスサービス** TEL 03(3345)0888

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館 2 階 TEL. 03(5363)2011(代)

税を考える週間



▶ 税制改正(10月24日)
定例連絡協議会



◀ 新入会員説明会

▲ 納税表彰式で支部長授与



▲ ゴルフ大会(11月14日) 常陽カントリークラブ(30人参加)



▲ 支部長を囲んで新入会員集合

▶ 支部長勇姿



▲ ボウリング大会